

健康診断実施時における感染症対策について

公益財団法人 長野県健康づくり事業団

当事業団が実施する各種健康診断（以下「健診」といいます）におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、各種感染防止措置を講じてまいりました。

このたび、感染症の全体的な状況の変化を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を含む各種感染症に対する感染対策の運用方針について見直しを行いました。

引き続き、健診受診者の皆さまの安全を確保する観点から、一定の感染対策は必要であると判断しております。

つきましては、以下のとおり感染対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

I 受診者様及び担当者様へのお願い

1 感染症に伴う健診受診の判断について

感染症に罹患した場合は、下記の目安をご参照のうえご判断をお願いいたします。

①新型コロナウイルス感染

- ・発症後 5 日（可能ならば 10 日）は経過していること。
- ・解熱後、かつ発熱、咳、呼吸困難、倦怠感などの症状が改善してから 24 時間以上経過していること。
- ・医師から健診を受けても問題ないと確認されたこと。

②インフルエンザウイルス感染

- ・発症後 5 日が経過し、かつ解熱後 2 日以上経過していること。

③感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・細菌性胃腸炎など）

- ・下痢や嘔吐などの症状が治まってから、少なくとも 48 時間（2 日）以上経過していること。
- ・全身状態が回復し、体調が良好であること。

上記以外の感染症が疑われる症状がある場合も、まずは医療機関を受診していただき医師の指示に従って受診をご検討いただきますようお願いいたします。

2 受診に際して受診者様へのお願いについて

健診会場の環境や気温等の状況により、巡回健診における受診環境は会場ごとに異なります。

そのため、**健診会場でのマスクの着用、手指消毒、換気等の基本的な感染対策**につきましては、**貴団体のご方針に準じて対応させていただきます。**

また、上記 1 に記載の目安もご参照いただき、体調管理に十分ご留意のうえ、安心してご受診いただけますようお願い申し上げます。

Ⅱ 健診実施機関の対応

1 基本姿勢

各種感染症の感染防止のため、最新の医学情報を基にした対策を適宜講じます。

2 当事業団の対策について

- ①感染症に罹患した職員は、勤務しないこととしています。
- ②自己の感染予防および貴団体への感染症の持込防止のため、引き続きマスク着用のうえ、健診を実施させていただきます。
ただし、個人の体調や熱中症予防等のため外させていただく場合があります。
- ③検査機器等や検診車内の消毒を、適宜実施します。
- ④感染の状況や季節に応じて、マスクの着用、手指消毒、換気等の感染対策をお願いする場合があります。
なお、換気につきましては、当日の現場職員の判断により行うこともありますので、予めご了承ください。

今後、感染症対策に関しまして新たな知見や社会的要請等が明らかになった際には、随時、本方針の見直しおよび改訂を行ってまいります。

なお、今後の新たな情報につきましては、当事業団のホームページ等を通じて随時ご案内申し上げますので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

(<https://www.kenkou-nagano.or.jp/>)